川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第５８号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成１２年川崎市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表４２の項中「第３９条の２２第１項」を「第３９条の１１第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月２１日から施行する。